

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、取締役会、監査役会を基本に継続的なコーポレート・ガバナンスの充実が経営の最優先課題であると考え、諸制度の整備と透明性の高い情報開示の実施を適時行うとともに、高い自律性、効率性並びに競争力のある経営体制の確立を目指し、企業価値の向上を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	更新	10%以上20%未満
-----------	----	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
きもと共栄会	5,442,400	9.94
株式会社精和	3,602,800	6.58
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	3,286,294	6.00
きもと従業員持株会	2,639,460	4.82
木本和伸	2,385,440	4.36
東レ株式会社	2,104,000	3.84
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,640,000	2.99
東京中小企業投資育成株式会社	1,484,000	2.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,191,000	2.17
泉株式会社	916,000	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

- 上記【大株主の状況】は、平成27年3月31日現在の状況を記載しております。
- 当社所有の自己株式3,022千株(5.52%)がありますが、上記「大株主の状況」からは除外しています。
- 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義での保有株式数を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮田 久美子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮田 久美子	○	独立役員として指定しております。	豊富なビジネス経験や実績と幅広い見識から社外取締役として期待される役割を適切に実施できるとともに、一般株主と利益相反のおそれがなく独立性を有していると判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

□監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目の説明を受ける等、会計監査人とは緊密な連携を保っております。
また、必要に応じて会計監査人の監査に立会う他、会計監査人に対し監査結果を適時求め、積極的な意見交換を実施しております。

□監査役と内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査部門として内部監査室を社長直轄の専任組織として配置しております。内部監査室及び監査役は、会社の業務、財産の状況の監査の遂行にあたり、定期的な会合をもち、内部統制システムに関わる状況を相互に報告し、監査の効率化と相互認識の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
はぎ原 信（「はぎ」は、草冠に穉）	他の会社の出身者													
帖地 マリ子	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
はぎ原 信（「はぎ」は、草冠に穉）	○	独立役員として指定しております。	豊富な経験や実績と幅広い知識や深い見識から社外監査役として期待される役割を適切に実施できるとともに、一般株主と利益相反のおそれがなく独立性を有していると判断したため。
帖地 マリ子	○	独立役員として指定しております。	豊富な経験や実績と幅広い知識や深い見識から社外監査役として期待される役割を適切に実施できるとともに、一般株主と利益相反のおそれがなく独立性を有していると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3名
------------------------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

--

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員賞与については、主として前事業年度の当期純利益を基準として総額を算出し、株主総会の決議により支給することとしております。月額報酬については、基本報酬と成果報酬に区分され、成果報酬は前事業年度の経常利益を基準としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、各期に取締役へ支払った報酬の総額を記載しております。なお、有価証券報告書については、EDINET(金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)を通じて公衆縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2014年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額は以下のとおりです。

役員区分	支給人数	支給額
取締役	4名	92百万円
監査役	4名	19百万円(うち社外監査役)3名(6百万円)

- (注)1. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の定時株主総会において月額20百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、昭和59年7月13日開催の定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

平成19年7月より監査役スタッフ1名を選定いたしました。また、社外監査役は、監査役、内部監査部門である社長直轄組織の内部監査室と連絡を密にするとともに、被監査部署が適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会、監査役会を基本に、継続的なコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

1. 業務執行、監査・監督等の機能及び活動状況

(1)取締役会

取締役会は社外取締役1名を含む6名の取締役で構成し、重要な業務執行及び法定事項について迅速な意思決定をするとともに、業務執行の監督を行っております。

(2)監査役会

監査役会は社外監査役2名を含む3名の監査役によって運営されており、定例及び臨時に開催される取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるとともに取締役の業務執行状況の監査を実施しております。また、必要に応じ、子会社に対し営業の報告を求め、その業務及び財産の状況について調査しております。

(3)会計監査人

会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人として、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人又は当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(4)内部監査室

社長直轄の専任組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は当社の業務活動全般に亘り、その業務の妥当性、有効性、法令・社内規定の遵守状況を監査し、業務の改善に向け具体的な助言、勧告を行っております。また、子会社の業務監査も適時実施しております。

(5)リスク管理体制

当社は顧問弁護士として丸ビル総合法律事務所と顧問契約を締結しております。また、会計監査人である太陽有限責任監査法人は期末に偏ることなく期中においても会計監査を実施しております。

(6)コンプライアンス体制

平成18年5月より「企業倫理ヘルプライン規定」を制定し内部通報制度を整備し、社員行動規範等の周知徹底を図っております。また、平成20年3月より「外部者通報規定」を制定し、不祥事の防止及び早期発見並びに社会的信頼の確保を目的とした、外部者通報の適切な受信体制を整備いたしました。

2. 監査役の機能強化に向けた取組状況

「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外取締役（社外監査役）のサポート体制」及び「社外監査役の選任状況」に記載しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役6名中1名を社外取締役としております。社外取締役の役割としては、柔軟な感性で闊達な意見交換をすることにより透明性の高い公正な経営監視体制の確立を期待します。また、監査役3名中2名を社外監査役とすることで経営への監視機能の強化を図り、社外監査役による経営監視機能の客観性及び中立性を確保されていると判断しており、現状のガバナンス体制を採用しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当事業の状況や議案の内容等を十分にご検討していただけるよう、すみやかに発送することを努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	第55回定時株主総会開催日 平成27年6月19日（金曜日）

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、年2回決算説明会（第2四半期決算、本決算時）を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	公表後、遅滞無く掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署は、管理本部 広報グループとしております。	
その他	定時株主総会終了後、株主懇談会を開催し、事業計画等の説明をしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範により規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成17年4月より当社企業理念である社会との共生共栄を実現するために、CSR委員会を常設しました。活動等は、当社ホームページに掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示については、法定開示も含め、開示すべき事案が発生いたしましたら、すみやかに公表することを方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) KIMOTOグループとしての企業行動規範を策定する。
 - (2) 当社代表取締役社長は、グループ企業各社ごとにコンプライアンス担当役員、担当部署を定める。
 - (3) 当社コンプライアンス担当部署は、当社及び国内子会社に対して定期的な啓蒙活動又は研修を行う。
 - (4) 当社及び国内子会社において内部通報制度を制定する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 法令又は取締役会で定めた文書の作成、保存、廃棄に関して文書管理規程を制定する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) KIMOTOグループのリスクを抽出する。
 - (2) 当社代表取締役社長は、グループ企業各社ごとにリスク管理担当役員、担当部署を定める。
 - (3) グループ企業各社は、リスク管理状況を定期的に当社取締役会に報告する体制を構築する。
 - (4) 当社は大規模な事故、災害などが発生した場合の対処を策定する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれていることを確保するための体制
 - (1) 中期経営計画の数値目標を定める。
 - (2) 取締役はその中期経営計画の目標達成に向けて具体案を立案、実行する。
 - (3) 決裁基準表を遵守する。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社代表取締役社長は、子会社担当役員、担当部署を定める。
 - (2) 当社への報告事項を整備し、子会社での業務の適切な効率化を図る。
 - (3) 監査役と内部監査室は、定期的にKIMOTOグループ体制を監査し、社長に報告する。
6. 財務報告の適正性を確保するための体制
 - (1) KIMOTOグループは、財務報告の適正性を確保するために必要かつ適切な体制を構築する。
 - (2) 財務報告に係る内部統制の基本方針を定める。
 - (3) 有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役に報告する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役からの専任スタッフの要請があった場合は、必要な人員を配置し、そのスタッフの成績評価は監査役が行なう。
 - (2) 専任スタッフの異動、懲罰に関しては、監査役の同意を必要とする。
8. 監査役への報告体制並びにその他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 監査役は代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図る。
 - (2) 取締役又は使用人は、監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生した場合、監査役にすみやかに報告する。
 - (3) 監査役は、取締役会のみならず重要な会議に出席できるものとする。
9. 反社会的勢力排除に向けた体制
 - (1) 反社会的勢力排除に向けた基本方針を定める。
 - (2) 当社及び国内子会社としての企業行動規範に、反社会的勢力との関係遮断を明記する。
 - (3) 当社代表取締役社長は、反社会的勢力との関係遮断について宣言を行う。
 - (4) 当社反社会的勢力対応担当部署は、当社及び国内子会社に対して定期的な啓蒙活動又は研修を行なう。
 - (5) 当社及び国内子会社は、「民事暴力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を策定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し、組織全体として毅然と対応していく。

上記基本方針に基づき、以下の事項を実施する。

- (1) 当社及び国内子会社としての企業行動規範に、反社会的勢力との関係遮断を明記する。
- (2) 当社代表取締役社長は、反社会的勢力との関係遮断について宣言を行う。
- (3) 当社反社会的勢力対応担当部署は、当社及び国内子会社に対して定期的な啓蒙活動又は研修を行なう。
- (4) 当社及び国内子会社は、「民事暴力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を策定する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値又は株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付提案又はこれに類似する行為があった場合、当社株券等を売却するかどうかは株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

なお、当社は、当社株券等について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値又は株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株券等の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値又は株主共同の利益を毀損すると思われるものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに顧客、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させることはできません。当社の企業価値の源泉は、(1)独創的な技術開発力、(2)先進的な製造技術と一貫した品質保証体制、(3)「フロ集团」たる従業員の存在、(4)顧客・取引先との切磋琢磨する関係にあるため、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させるには、特にかかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠であります。当社株券等の大量買付を行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値又は株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社としては、このような当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損する大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相応な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 当社が発行する株券等の大量買付行為に関する具体的な対応策(本対応方針)

本対応方針の概要

(1)本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大量買付行為を行おうとする者(以下「大量買付者」といいます。)(が現れた場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉等を行うための手続を定めるものです。

なお、大量買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、(a)独立委員会検討期間終了時点、又は(b)独立委員会の勧告又は取締役会の判断に基づき株主意思確認総会が招集された場合の当該株主意思確認総会の決議時点のいずれか遅いときまでの間、大量買付行為を実行してはならないものとしております。

(2)新株予約権の無償割当ての実施

(a)大量買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大量買付行為を行う場合、又は(b)大量買付者による大量買付行為が当社の企業価値又は株主の皆様との共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等には、当社は、原則として、非適格者による権利行使は認められないとの行使条件及び非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以下に規定されます。)(により割り当てます。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

(3)取締役の恣意的判断を排するための独立委員会、株主総会の利用

本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、その判断の合理性及び公正性を担保するため、以下の諸手当てを施しております。

まず、独立委員会規程に従い、(a)当社社外取締役、(b)当社社外監査役、又は(c)社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)(の客観的な判断を経ることとしています。なお、本対応方針の現在の独立委員会は、独立性の高い社外監査役及び社外の有識者により構成されております。

また、一定の場合には、株主意思確認総会を招集の上、同株主意思確認総会に対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認することとしています。

さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様へ適切かつ適時に開示することにより、その透明性を確保することとしています。

(4)本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本新株予約権の行使又は当社による取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、非適格者の有する当社株式の議決権割合は、最大約33.3%まで希釈化される可能性があります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

□会社情報開示基本方針

重要事項につきましては、金融商品取引法等の関係法令及び金融商品取引所規則に則り、迅速かつ信頼における会社情報を投資家、株主、証券アナリストなどの投資者に開示し、すべての投資者が平等に当社の開示情報入手できるように努めております。

□適時開示手続

1. インサイダー情報管理規程、コンプライアンス規程、危機管理規定等を制定し、各本部及び子会社に責任者を置いております。
2. 発生した各種会社情報は、取締役又は各本部、子会社の責任者等より管理本部に報告されます。
3. (1)決定事実及び決算情報については、取締役会で承認後、管理本部へ開示指示をします。
(2)決定事実については、代表取締役が、報告されたすべての情報を吟味、選択して適時開示を行う情報を決定し、管理本部へ

開示指示をします。

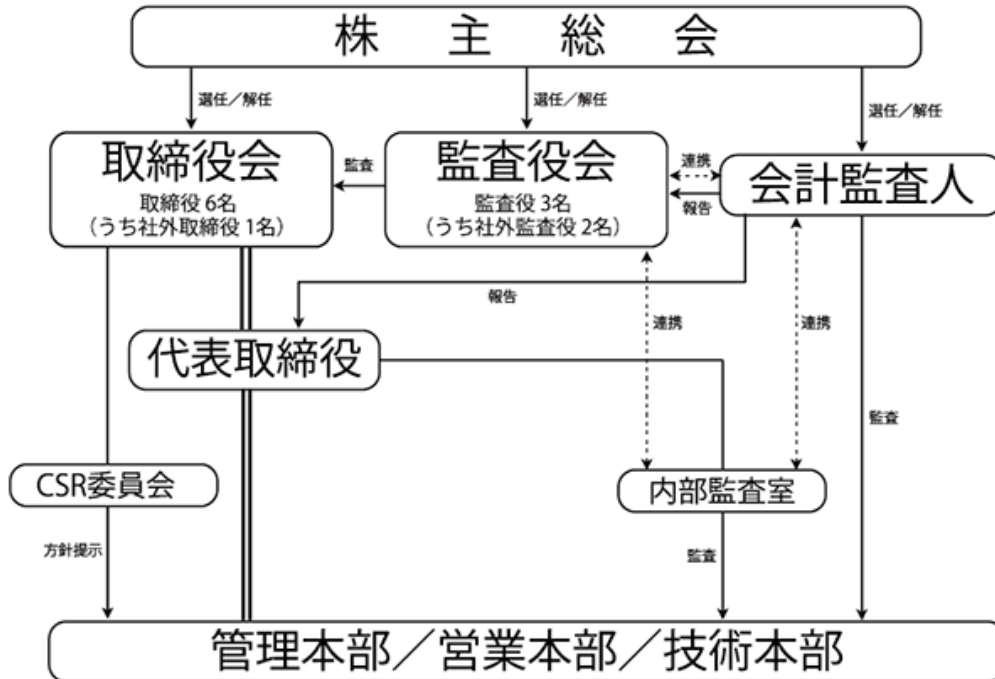
※発生事実の内容により、取引所に事前確認、判断基準の確認、その他相談等を行っております。

4. 適時開示情報の決定後、管理本部において情報取扱責任者の承認を得て、直ちに証券取引所に提出します。

□適時開示に係るIRの状況

適時開示を行った情報は、すみやかにホームページにおいて公開しております。

【コーポレートガバナンス体制】



【適時開示に係る体制】

